企画競争実施の公示

平成29年7月14日

近畿地方整備局長 池田 豊人

次のとおり、企画提案書の提出を招請します。

1. 業務概要

- (1)業務名 淀川水系河川整備等意識調査広報業務
- (2)業務内容

本業務は、大正 6年に高槻市大塚で発生した淀川堤防大塚切れから 100年を迎えるにあたり、平成 29年10月1日に高槻現代劇場(大阪府高槻市野見町 2-33)で開催予定である淀川大塚切れ 100年イベント(「淀川サミット」及び「淀川大塚切れ 100年シンポジウム」)(以下、「イベント」)を受けて、淀川の河川整備等に関する流域住民の意識の傾向を探り、その結果を分析すると共に、今後の河川整備等に関する広報を行うものである。

1. 意識調査業務

イベント開催後、流域住民の河川整備等に対する意識調査を実施する。

①アンケート作成

イベントの実施内容を踏まえ、今後の河川整備等について、流域住民が望む整備の方向性を効果的に把握するためのアンケートを作成する。なお、作成に当たっては、年齢、性別、職種、地域など、幅広く収集することを前提に分かりやすく工夫するものとする。

②意識調査の実施

意識調査は、上記①で作成したアンケートを用いて、イベント開催後に実施する ものとし、淀川流域内の住民 1500 人程度を対象に行う。アンケートの実施手法に ついては、インターネットを活用したモニター調査とする。

③意識調査結果の集計及び分析

上記②で実施した意識調査結果の集計及び分析を行う。なお、分析については、 本業務以外で別途行われる予定のアンケート調査等についても評価データとして 取り込み、併せて実施するものとする。

2. 広報業務

今後の河川整備の推進に資するため、下記によりイベント開催結果等について広 く情報発信を行う。

①WEBページ等作成

イベントの目的・内容・開催結果を踏まえ、河川整備等に関するインターネットサービスサイトに掲載するバナー広告とリンク先となるWEBページを作成する。バナーサイズは、W300×H250 (ピクセル)程度とする。バナー広告のリンク先となるWEBページについてはA4換算で $2\sim3$ ページ程度とし、図や写真等も含むものとする。

②広告媒体への掲載

日本国内におけるパソコンからのインターネットサービス平均月間利用者数(2016年1月から10月までの平均月間訪問者数)が3000万人を超えるように各種インターネットサービスサイトを組合せ、そのインターネットサイトのトップページ域の広告欄に上記①で作成したバナーを掲載し、上記①で作成したWEBページとリンクを貼るものとする。但し、インターネットサービスサイトのトップページ域の広告欄の確保が困難な場合は、別途発注者と協議の上、掲載箇所を決定するものとする。また、リンク先となるWEBページについては、バナー広告掲載にあわせて国土交通省近畿地方整備局WEBページに公開するものとする。

インターネット掲載対象地域は、淀川流域である大阪府、京都府、滋賀県、三重県、奈良県、兵庫県を含めるものとする。なお、掲載期間は1週間程度とし、イベント開催後速やかに実施するものとする。

3. イベント記録集とりまとめ及び要約チラシの作成

イベント開催概要、講演概要、アンケート集計結果等をまとめたイベント記録集の冊子を800部作成する。また、イベント記録集を要約したチラシ(両面印刷)を1600枚作成する。

(3)履行期限 平成30年2月28日

2. 企画競争参加資格要件

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に 該当しない者であること。
- (2) 平成28・29・30年度国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供 等」の近畿地域の競争参加資格を有すること。
- (3) 企画提案書等の受領期限の日から見積の時までの期間に、近畿地方整備局長から指名停止を受けていないこと。
- (4) 配置予定管理技術者に関する要件

下記に示される同種又は類似業務について、平成19年度以降公示日までに完了した 業務(再委託による業務実績は含まない)において1件以上の実績を有すること。 ・同種業務:河川整備に関する広報業務

類似業務:公共事業に関する広報業務

(5) 業務実績に関する要件

下記に示される同種又は類似業務について、平成19年度以降公示日までに完了した 業務(再委託による業務実績は含まない)において1件以上の実績を有すること。

・同種業務:河川整備に関する広報業務

類似業務:公共事業に関する広報業務

- (6) 近畿地方整備局長から企画競争実施にかかる説明書の交付を受けた者であること。
- (7) 会社更生法に基づき更正手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者(競争参加資格に関する公示に基づく再申請の手続きを行った者を除く。)でないこと。
- (8) 警察当局から、暴力団員が実施的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、 国土交通省が発注する業務等からの排除要請があり、当該状態が継続しているもので ないこと。

3. 手続等

(1) 担当部局

〒 540-8586 大阪市中央区大手前 1-5-44 大阪合同庁舎第一号館 近畿地方整備局 総務部 総務課 購買第一係

電話06-6942-1141 FAX06-6943-7834

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

期間:平成29年7月14日から平成29年7月25日までの土曜日、日曜曜日を除く毎日、9時30分から16時00分まで

場所: 3. (1)に同じ。

方法:書面により交付を行う。なお、郵送(着払)による交付を希望する場合は 3. (1)に問い合わせること。

(3) 企画提案書の提出期限、場所及び方法

期限:平成29年7月25日16時00分

場所: 3. (1)に同じ。

方法:持参、郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る。)に限る。ただし、 持参による場合は、土曜日、日曜日を除く毎日、9時30分から16時00 分に持参すること。

(4) 企画提案に関するヒアリングの有無 有

4. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 3. (1)に同じ。
- (3) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提出者側の負担とする。
- (4) 提出された企画提案書は、当該提出者に無断で二次的な使用は行わない。
- (5) 企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効にするとともに、記載を行った提出者に対して指名停止を行うことがある。
- (6) 特定した提案内容については、国等の行政機関の情報公開法に基づき、開示請求があった場合、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。
- (7) 提案が特定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として特定したものであるが、会計法令に基づく契約手続の完了までは、国との契約関係を生じるものではない。
- (8) その他の詳細は説明書による。

以上